



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)






シンポジウム

「教職員の長時間過密労働解消の確かな道すじをさぐる」

全教・生活と権利討論集会

全日本教職員組合（全教）は1月22・23日の両日、長時間労働解消のための「全教生活権利討論集会」をエデュカス東京で開催しました。

教職員は過労死ラインを超える長時間労働に直面し、その結果、メンタルヘルスの悪化、過労死に直面しています。このため、2022年は「教職員勤務実態調査」を10年ぶりに実施することになっており、社医研センターの村上剛志理事もこのプロジェクトに昨年から参加しています。

「せんせい、ふやそう」

22日からの「全教・生活討論集会」では、宮下直樹全教中央執行委員長のあいさつの後、午後からは、シンポジウム「教職員の長時間勤務解消の確かな道すじをさぐる」を行いました。

シンポジウムでは基調報告として「長時間過密労働の解消をめざす全教のとりくみについて」檀原書記長が以下の報告を行いました。

1. 本日のシンポジウムの目的

- ①教職員の長時間過密労働解消をめざすこれまでの取り組みの到達点と課題を明らかにする
- ②給特法改正を求めることを含めた、今後の取り組みの方向を明らかにする
- ③2022年度全教が行う教職員勤務実態調査の意義を明らかにする

2. 教職員の長時間過密労働にかかわる情勢

- ①「学校における働き方改革」：2016年文科省が勤務実態調査を実施

小学校33.5%、中学校54.6%の教員が週60時間以上の学内勤務、月に換算すれば80時間以上の時間外勤務

- ②教職員の勤務の実態：「2021年度全教の教職員要求・意識アンケート」

- ・身体がもたないかもしれない74.8%
- ・ゆとりのなささまざまなハラスメントにもつながっている



報告する檀原毅也書記長

- ・各地で時短ハラスメントやニセ打刻（朝早く来ても、勤務時間開始時刻でタイムカードを押して、勤務時間を少なくするように見せている）
 - ・教員採用試験の志願倍率の低下、「教育に穴があく」事態の深刻化
 - 3. 教職員の長時間勤務解消の確かな道すじを明らかにしたい
 - 4. 改めて「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」への注目、給特法改正が具体的日程に上っている
 - 5. 全教の取り組み、父母・保護者をはじめ広範な人々との共同を追求
 - ・公立学校への「1年単位の変形労働時間制」導入に反対し、「せんせいふやそうキャンペーン」
- （2面につづく）

〈今月号の記事〉

- 1面つづき／第1回理事会報告……………2面
- 精神障害の労災認定基準改善要求……………3面
- 各地・各団体 北海道／過労死防止全国センター／建交労／愛知……………4・5面
- 民主法律協会権利討論集会／私の一冊……………6面
- 建設アスベスト給付金制度について……………7面
- いのけんシネマ……………8面

・コロナ禍の中で少人数学級の実現を求める「#めざせ24人学級」プロジェクトを展開

つづいて、3人のシンポジストが報告を行い、全国からのズーム参加者を含めての討論で行われました。

報告は①「さいたま超勤裁判地裁判決の到達点と課題」について、埼玉大学の准教授の高橋哲さんから、②「日弁連学校における働き方改革の在り方に関する意見書について一教職員の長時間過密労働解消の方策をさぐる」について、村山裕弁護士から、③「教職員の過労死等をなくすために」について神奈川過労死等を考える家族の会代表の工藤祥子さんからの報告でした。

翌日は全体会と分散会が行われました。全体会では今年行われる全教の「勤務実態調査についての報



シンポジウムの参加者

告」と岐阜教組・和歌山教組・北海道高教組・滋賀教組からの報告と討論が進められました。会場は15人でしたが、オンラインを含めて全体では180人の参加になりました。

(社会医学研究センター 村上剛志)

第1回理事会報告 建設アスベスト給付金法学習会と25回総会を12月7日に決定

2月2日新体制発足後初の理事会が開催されました。オミクロン株によるコロナ感染拡大第6波のもと、これまで同様、webを基本に27人(欠席11人)の参加でした。

清岡弘一副理事長の進行のもと、開会にあたり埴田和史理事長より「働くものの健康を守るため、と一緒に頑張りましょう」との挨拶を受け、第1回理事会ということもあり、参加者がそれぞれ自己紹介を行いました。

また、総会時において空白となっていた理事については、JMITUより推薦いただいた川口英晴さんを理事会として確認・承認しました。

情勢関係では、1月19日に施行となった建設アスベスト給付金法について、田村昭彦副理事長より報告を受け学習を行いました。取り組み強化のために、民医連、民商、じん肺弁護団、建交労等の関係団体との懇談を行うことを確認しました。

精神疾患の労災認定基準改訂への取り組みでは、今日時点の要求内容を確認し厚労省に提出。専門検討会への配布を要請することとしました。あわせて、運動を広げるため署名項目とリーフなどの宣伝物を作成することを確認しました。

各理事の役割分担と日程については、昨年度の体制に「カレッジ」開催準備事務局を加えて、活動を



進めていくこと、第25回総会を12月7日とすることを確認しました。(全国センター 前田博史)

■学習会要旨

「建設アスベスト給付金制度 政策形成型訴訟の大きな成果」(報告：田村副理事長)

建設アスベスト給付金法は、2021年5月の最高裁判決で国の敗訴が確定したことを受けて全会一致で成立しました。長年たたかって勝ち取ってきた制度について、全国に徹底的に知らせて、活用していくことが必要となっています。

近年の労災及び石綿救済法による認定者数は毎年2000人弱で推移していますが、今回の制度は、これまでどちらの制度でも救済されなかった患者が対象になる場合があります。

また、2020年の肺がん死亡者は全国で75,585人ですが、多くの場合、アスベストとの関連が検討されていません。2006年～2007年に全日本民医連で行った調査では、建設業の肺がん患者の37.7%に「胸膜プラーク」があり、建設アスベスト給付金は、肺ガンについて救済法よりも基準の広い労災の認定基準が準用されるので、救済法では救われなかった人も対象となる場合があります。また、一人親方で労災の特別加入をしていない石綿肺の人は、「著しい呼吸困難あり」以外、これまでの制度の対象となっていない。

取り組み強化のため、いの健として全商連、じん肺弁連、民医連など関係する団体に呼びかけ懇談をすすめます。また、地方センターでの取り組み強化をはかっていきましょう。

(学習会のパワーポイントは、いの健全国センターホームページに掲載します)

いの健全国センター

「精神障害の労災認定基準改善要求」を厚労省に提出

厚労省において精神障害の労災認定基準の見直し・改定作業が進められています。精神障害の労災申請は、年々増加し2019年には2000件を超えました。しかし、支給決定数はあまり増えず、労災認定される人は申請者の約3割にとどまっています。

現在の精神障害の労災認定基準は、2011年に定められ、2020年にパワーハラスメントについての項目が追加されましたが、精神障害の特質や労働者の働き方の変化に対応したものとはなっていません。また、被災者・家族に多大な立証責任を負わせています。

仕事によって精神疾患をり患し、場合によっては自殺にいたる状況があとをたちません。被災者や遺族に対しての補償がしっかり行われることが必要です。そして、その疾病や自殺の原因が正しく把握されることが、安心して働くことのできる職場づくりへの第一歩です。

長期化しているコロナ禍により、エッセンシャルワーカーを中心に長時間・過密労働やストレスが増大しています。

いの健全国センターでは2月2日の理事会において改善要求を決定し厚労省に提出しました。今後、署名活動など取り組みを進めていきます。

改善要求の要旨を紹介します。

精神疾患の特性を踏まえた認定基準に

労災と認定されるためには、その精神障害の発病が業務上のストレス（負荷）によるかどうか判断の基準です。しかし、精神障害はケガや他の疾患と違って発病日が特定しにくいことが多くあります。ストレスには「大事故に遭遇した」というような急性のものもあれば、慢性のストレスによりじわじわと悪化し、急激に自殺にいたる場合もあります。経過も直線的ではなく、変動しやすいのが特徴です。さらに、精神疾患に対する社会的な偏見や誤解も影響し、本人も訴えにくかったり、知られないように無理をしていて周辺の人がわかりにくいこともあります。

1) 発病日の認定については十分な調査を

現行認定基準では「発病日」の特定が決定的です。発病「前」のストレスが発病の原因となっているかどうか調査の対象とされるからです。自殺や治療歴のない場合、発病時期の特定が困難な場合が多くあります。思春期にうつ傾向をもってしたことや長

期に睡眠導入剤を使用していたことをもって、申請者が最も心理的に負荷が強かった時期を調査対象からはずすことがありました。精神疾患の特性をふまえ十分な調査と「8時間勤務が可能である」状況での1か月に1回程度の通院などは「予防的治療」と位置づけることを要請します。

2) 「発病」後の業務起因性を認めること

「業務上の軽いストレスが原因で発病し、その後の長時間労働やパワーハラスメントにより症状が悪化し自殺に至る」というケースが見られます。

また、精神疾患でも治療後に復職して働く人、治療しながら働く人が増えています。厚労省も「治療と仕事の両立」を推奨しています。しかし、現行の認定基準では発病「後」のストレスについては、「特別な出来事」以外は評価されません。発病後の増悪についても、同じように調査・評価することを求めます。

3) 被災者本人を基準にストレス（急性・慢性）を総合的に評価すること

認定基準では、「心理的負荷の強度について、発病した本人の主観的な受け止めではなく、『同種の労働者』が一般的にどう受け止めるかという観点から評価する」としています。しかし、新人や業務の軽減を受けながら働いている人など、同じ働く環境であっても、負荷の程度はさまざまです。あくまで、本人を規準として評価していくことが必要です。

4) パワーハラスメントの判断にあたっては、本人の意見を最大限・第一義的に尊重すること

職場の中では多様な「いじめ・嫌がらせ」「ハラスメント」がおり、それによって精神疾患にり患する人も増えています。しかし、労災において、被災者本人がいかにリアルに本人しか再現できない事実を語っても、加害者は否定し、同僚も証言をためらうことが多いことが現状です。すると労基署は「客観的な裏付けがない」として、不支給とする事例があります。ICレコーダーによる録音などがなくても、本人の申し立てを最大限に尊重し、認定にあたることを要請します。

5) 労災認定を担当する事務官を増員すること

請求件数の伸びに対して処理件数が追いついていない傾向が強まっています。少ない担当者に無理がかかることで、不十分な調査となる例も生まれています。担当する事務官を増やすことが必要です。

各地・各団体のとりくみ

北海道

ハードルの高い認定基準の改訂を 第3回オンライン学習会

いの健北海道センターでは、2月5日、「精神障害の労災認定基準 認定基準の成立の経過と問題点、そして見直しの方向性」をテーマにオンライン学習会を行いました。45人が参加しました。講師は、過労死弁護団の「心理的負荷による精神障害の労災認定基準に対する意見書」を中心的にまとめた岩井羊一弁護士です (写真)。

現在、厚生労働省では認定基準の改訂についての検討が進められています。

岩井弁護士は、はじめに精神障害の労災認定状況について、請求数が年々急速に増加していること、認定数は2019年にパワーハラスメントについての評価が評価基準に加えられたことで少し増加したものの、請求数に対して3割程度に留まっていることを指摘。また、労災保険法の仕組み、現行の精神障害の認定基準について説明しました。精神障害の労災認定は、1999年に「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」としてはじめてまとめられ、心理的負荷の強度を評価すること、業務上の精神障害を発病した者の自殺については業務起因性を推定するとされました。その後、2011年、精



神障害の労災請求が大幅に増加し審査の迅速化を図るとして、心理的負荷の具体例を示す、セクハラを独立した分類とすることなどを内容に「認定基準」となっています。

続いて、現行基準の問題点として①発病後の増悪問題についてほとんどが業務外である、②精神障害をもつ人（特別雇用枠）の人の負荷の固有性が評価されない、③脳・心臓疾患に比べて時間外労働時間数のハードルが高いの3点をあげ、過労死弁護団でまとめた改訂要求の重点が紹介されました。今後、学習や署名活動など全国的に活動を進めることが求められています。 (編集部)

過労死防止 全国センター

原点に立ち返って 拡大幹事会開催

過労死防止全国センターは、1月29日拡大幹事会をオンラインで行い、38人が参加しました。

会議の冒頭に川人博代表幹事から基調報告がありました。川人弁護士は、列車内や訪問診療先、診療所の殺人事件など社会で痛ましい事件が、日本社会の病理の深さを表していると指摘。その根幹には、「過労死と通底している問題がある。どうすればみんなが生き生きと健康に生きていける社会を実現できるか原点に立ち返りながら、がんばってこう」と呼びかけました。また、昨年11月に逝去された岡村親宣弁護士に黙とうを捧げました。

厚労省の角南氏とプロセスユニークの野々山氏から、2021年度は過労死防止シンポジウムに全国で4400人余りの参加があったこと、啓発授業は202の申し込みがあったことが報告されました。

続いて、全国過労死弁護団の玉木一成弁護士、全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表 (写真)、過労死防止学会の黒田兼一代表から、それぞれの活

動報告が行われました。玉木弁護士は、脳・心臓疾患の認定基準改訂で



は一部意見が取り入れられたがさらに拡充を求めていくこと、精神障害の認定基準についても機動的に意見を出していきたいとしました。また、家族の会では30周年記念誌の作成を進めていることが報告されました。

各地の活動もシンポジウムや啓発授業について報告があり、今後の活動として、リモートの活用とその際の注意事項などについて意見交換が行われました。論点を整理して引き続き検討していくことになりました。

最後に寺西代表から「手を携えて、活動を発展させていきましょう」と閉会の挨拶が行われました。 (全国センター 岡村やよい)

各地・各団体のとりくみ

建交労

全国トンネルじん肺根絶第7陣訴訟
いっせい提訴 「1年以内の和解成立を」

2月1日、全国トンネルじん肺根絶闘争本部は全国7地裁において「第7陣訴訟」をいっせい提起しました。患者原告62人（札幌8人・仙台6人・東京7人・新潟6人・福井16人・松山8人・熊本11人）が、大手ゼネコン69社を相手に、損害賠償とじん肺被害の根絶、基金制度の創設を求めてたたかいます。

6陣までの訴訟では、ゼネコンの安全配慮義務違反を認める判決が出され和解が成立しています。しかし、裁判を経ずに救済する基金制度については日本建設業連合会（日建連）が拒否し実現できていません。

東京地裁の行動では、新型コロナウイルスの影響により残念ながら原告の参加は見合わせましたが、弁護士と根絶闘争本部役員、支援者で宣伝行動と入廷行進をおこないました。その後、衆議院第2議員会館に移動して院内集会を開催。会場に公明党、国民民主党、社民党の国会議員が3人参加。また、立憲民主党からメッセージが寄せられました。

佐藤陵一闘争本部長は「これまでのたたかいで、

粉じん障害防止規則の改正や、積算基準の改正で粉じん作業時間を短縮させるなど、じん

肺根絶に大きな前進があった」と強調。「裁判をせずに救済が受けられる基金実現にむけ賛同を広げよう」と呼びかけました。小野寺弁護団長は、「7陣訴訟は日建連が基金制度に反対したため提訴せざるを得なかった。1年以内の早期全員和解をめざし日建連の反対を打開するためより一層の国会議員への働きかけを求めたい」とあいさつしました。

集会後は、鹿島建設、清水建設、大成建設などのゼネコン8社（直接5社・オンライン3社）へ要請、司法記者クラブにおいて記者会見にも臨みしました。提訴行動に参加できなかった原告からのメッセージを代読し、小野寺弁護団長は、裁判では被告の加害責任などについての争いはなく、ゼネコンの負担金額の割合を決めるだけという不合理を訴えました。（建交労 高村暁裕）



愛知

鈴木さん、やすらかに

「鈴木明男さんを偲ぶ追悼集」を発行

愛知健康センターの事務局長を2007年8月から2021年3月8日に亡くなるまで14年間務めた鈴木明男さんが、昨年11月にコロナに感染しました。入院し、治療にあたり陰性になりましたが、意識は戻らず、院内事故も重なり死亡しました。

鈴木さんは1945年長野県下伊那で生まれ、1961年名古屋市の住友軽金属工業の養成工として就職、職場の民主化に取り組む中で1985年に「アルミの檻」事件で差別を受けました。1989年この闘いに勝利して現場に復帰しました。また、不当配転命令を受けて「本人の合意なき命令は無効」と裁判で闘い、退職前に職場復帰を勝ち取っています。

退職後、愛知健康センターの事務局員として入局し、①団体生命保険金が被災者の家族にわたらず、会社が横取りしていた問題を取り上げた裁判を支援し一定の成果を上げました。②静岡・岐阜・三重・愛知の健康センターを束ねる東海セミナーを組織し連帯を深めました。③各種の過労死事件の解決のために、労働弁護団とともに長い裁判闘争を勝利に導

く役割を果たしました。④過労死問題や労安活動を世界的視野で考えるためにフランスのCGTをはじめドイツ、スウェーデン、韓国を訪問して、

労働の現場を見学する旅を企画して成功させました。⑤愛知県内のアスベスト対策協議会を弁護士・大学の研究者・労働組合と協力して立ち上げ、アスベスト問題の解決をはかり活動家を育成してきました。⑥障がい者団体が取り組む「駅のホームに可動柵を」転絡防止の運動にも取り組み、実現してきています。

鈴木さんが事務局長になってから健康センターの事務局員は18人と倍増。こんなにたくさんの事務局員が集まるのは彼の包容力と明るく楽天的な人柄が反映していると思います。

2021年8月に「鈴木明男さんをしのぶ追悼集」を発行しました。「偲ぶ会」もコロナ禍の状況をみながら企画の予定です。生前、鈴木明男さんに寄せられたご厚誼に感謝し、鈴木さんの御霊のやすらかなことを祈っています。（愛知センター 宮崎脩一）



（鈴木明男さん。2016年メーデーにて）

人権をめぐる重大テーマを深める

民主法律協会・権利討論集会

2月19日、民主法律協会の2022年権利討論集会がエル大阪会場とオンラインのハイブリッド形式で開催されました。午前中は全体会、午後は4つの分科会が行われました。



世論が社会を動かす

午前中の全体会の記念講演は、東京新聞記者の望月衣瑠子さんの「権力が隠したい事実を明るみに出す」をテーマに行われました。

講演は、この間の安倍・菅政権による社会の歪みを多方面から分析。また、ジャーナリストとして、国民に知らせることを指名としての質問に対して、官邸側から東京新聞あてに11通もの抗議文がきたこと、記者クラブにも「事実に基づかない質問を謹むこと」を要望する張り紙がされたことを話しました。しかし、そのことへの怒りが記者はもちろん市民にも広がり記者会見での官邸側の姿勢が変わったとし、「声をあげ連帯することが社会を変える」と強調しました。

経済成長優先から医療・福祉最優先に転換を

講演後の特別報告の1つとして、大阪府職労の小松康則委員長が「コロナ禍の府保健所の実態、府職員の長時間労働の実態」を報告しました。過労死ラインの長時間労働が続いていること、第6波では、職員の労働の厳しさと同時に「陽性者へのファーストタッチが追いつかない」「高齢者や障がい者、外国人が療養につながらない」と、「救えるいのちが救えない」状況が生まれています。コロナによる死者数が大阪は全国1位。多くの高齢者施設でクラスターが起きているが、保健所のひっ迫により実態が把握しきれないとの報告でした。「第4波から保健師は声をあげ、府や市に要望をあげていたにも関わらず、聞こうとしない姿勢が今の事態を招いている」と小松委員長。保健所体制の強化、災害時を想定した府職員の増員など改めて強く要望しています。(下のQRコードから【保健師に声】Twitterに)

集会では「府民と職員の命と健康を守るためのコロナ対策への転換を求める決議」を確認しました。
(分科会は次号にて報告します)
(全国センター 岡村やよい)



私の一冊 ⑬

いの健北海道センター 木幡秀男

「新世界秩序と日本の未来～米中の狭間でどう生きるか」

本書の発行は昨年、菅首相が在任の時だが、総選挙を経て岸田首相が再選され、安倍元首相が自民党の最大派閥のトップとなった。アベ・スガ政治が引き継がれ、「維新」という突撃隊も加わった構図だ。

8年におよぶ安倍政権下で権力に恫喝・懐柔され「牙」を失ったメディアは国民的な合意形成の仕事という任務を手放し、政権批判を極力行わず、政権の安定を下支えする役割を果たしてきた(今も果たしている)。

一方で米中の緊張が高まるアジアの中で、日本はどのような国家戦略をとるべきなのか? 本書では、身の丈を自覚し、バランス感覚と冷静な国家理性をもって同規模の国家同士(具体的には韓国。解決すべき課題はいくつかあるが)が連携して、米中間の緊張を緩衝する役割を担うべきと述べている。

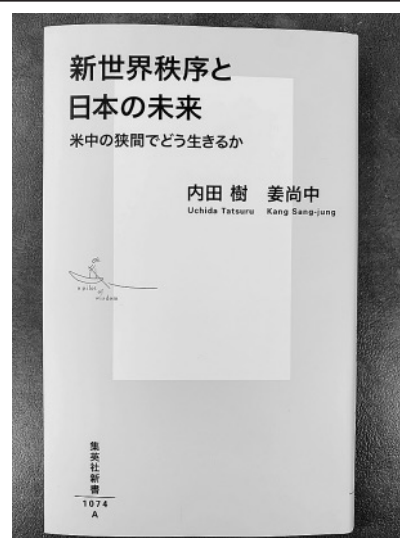
中国の覇権主義的傾向は、間近に迫る高齢社会の到来と経済成長の凋落への焦りだと分析し、経済的には相互に依存しあっている米中の武力衝突は現実には考えにくい、在日米軍とホワイトハウスの考えは必ずしも同じではなく、軍備拡大を推し進める

には「仮想敵国」の存在が必須であるという指摘には留意する必要がある。

さて日本だが、先進国の中で唯一成長のとまった国である現実を突きつけられても、過去の成長に固執している。

身の丈をわきまえ、国民生活

や環境保全、近隣諸国への配慮ができる国になるには、科学的な視点を持ち、現実に向き合い、国民に発信できる政権への交代が必要なのだとコロナ第6波の最中、改めて思われた。



集英社新書 内田樹 姜尚中著



牛久 USHIKU

この国の"偽りの共生"が暴かれる

面会室の扉があく。アクリル板の向こうに座る当事者たちが日本に来た理由、ここに収容されている理由は様々。しかし、人間としての尊厳を失ったわけではない。どんな境遇の人であれ、あるべき人権が当事者たちにはない。これは誰かの問題ではなく、私たちに突き付けられている問題です。

茨城県牛久市にある東日本入国管理(入管)センター、在留資格がない人や更新が認められず国外退去を命じられた外国籍の人を、不法滞在者として強制的にここに収容しています。こうした入管施設は全国に17カ所あります。中には紛争などにより出身国に帰れず、難民申請をしている人もいます。もし母国に強制送還されれば、生きるか死ぬかもわからない。しかし、日本の難民申請における認定率は0.4%と圧倒的に低い。加えて、強制送還の命令が出ると法律上の収容期間の上限がなく、まるで犯罪者かのような待遇での長期の身柄拘束が常態化しています。

収容者たちは自由を求め、一時的に条件付きで許可される仮放免を得るために、命を懸けて数週間にも及ぶハンガーストライキを決行し、健康や精神を蝕んでいく。長期間にわたる身柄拘束を平然とできる根本には、日本の人質司法も大きく影響しています。

新型コロナの感染拡大防止を理由に仮放免を柔軟に許可できたのなら、明らかにいじめであり、人権蹂躪です。昨年3月、名古屋入管でスリランカ人のウィシュマさんが収容死を遂げたことは、大きな衝撃と入管の闇を白昼にさらしました。映画の公開で、国際人権基準を満たした法改正への議論がさらに大きな声となることを期待したい。

(全労連 稲葉美奈子)



©Thomas Ash 2021

監督：トーマス・アッシュ／2021年／87分／配給：太秦

2月26日よりシアターフォーラム他全国順次公開



いのち見つめて

高次脳機能障害と現代社会

病名も症状もあまり知られていない、高次脳機能障害。いの健全国センターへも、そう診断されたという相談が時どきあります。労災として認められるのが難しいときもあります。

私病であっても、診断がつくまでと、その後は苦労や格闘が多いことでしょう。ドキュメンタリー映画「いのち見つめて」は、「いま、その隣でこ

う事が起こっているんだよ……そういう身近で起こりえる、物語」です。

温厚な人がある日突然粗暴になる、見た目には病気とわからないために街中で奇異な眼で見られるなどの当事者の体験談が続きます。

医療監修の山口研一郎医師はこれまでに1300人余の当事者と出会い、同時に三池 CO 中毒についても多くの患者と家族に出会い取り組んでいます。三池炭鉱の炭塵爆発事故で被災した多くの労働者が高次脳機能障害で今も苦しみ、補償問題は解決していません。

大阪労災職業病対策連絡会の近藤雄二さんも2010年に三池を訪ねて、まだ闘っている患者と出会いました。当センターの季刊誌『働くもののいのちと健康』90号で映画紹介をしています。

三池炭鉱労働者を長年診ていた医師は「診察室で診ているだけではわからない」と家を訪ねていたそうです。組合や労災病院を守るたたかいも描かれています。

本映画製作委員会は、カンパや応援サポーターを募っています。またパンフレット(500円)も販売しています。連絡先の野口隆さんまで。

(全国センター 宮沢さかえ)



↑公式サイト



元三池労組書記次長・立山寿幸さん

監督：港建二郎／2021年／70分

4月5日よりアップリンク吉祥寺で上映
連絡先：080-5309-1536 (野口隆さん)